

番号	条項	質問	回答
1	II-2-2-4-2 1.(3) III-4-2-4-2 (5) III-5-2-4-2 (5)	<p>遅延損害金の上限を制限する監督及び検査の指針を改正については、実務対応に必要な期間等を勘案して適用していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>遅延損害金の上限利率の改定は、運用面・システム面・規約面で見直しが必要となるため、利用者保護に万全を期するためには、十分な期間の確保が必要であるため。</p>	<p>本規定は消費者保護の観点から実施されることが望ましい取引として記載しているものであり、各事業者の実務の状況に応じて対応いただきたいと考えます。</p>
2	II-2-2-4-3 (1) III-4-2-4-3 3.	<p>犯収法第 11 条に定める「取引時確認等を的確に行うための措置」は努力義務とされていることから、監督の基本方針においても努力義務であると解してよいか。</p> <p><理由></p> <p>法令を超える義務を、監督の基本方針で課すことは原則としてないことを確認するため。</p>	<p>ご意見のとおり、犯罪収益移転防止法に係る事項に関しては、同法に基づいて対応いただくこととなります。</p>